

会社法・金商法上のリスク情報の開示の現状と課題

サイバーセキュリティタスクフォース・情報開示分科会

平成 29 年 12 月 13 日（水）13：30～15：30

大杉 謙一（中央大学法科大学院教授）

1. 会社法

大会社（資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上）は、「企業集団の業務の適正確保の体制」（グループ内部統制）を整備すること、その概要を取締役会で決議することが義務付けられる（法 362 条 4 項 6 号、5 項など）。具体的には、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」「損失の危険の管理に関する規定その他の体制」がそこに含まれ（会社法施行規則 100 条 1 項）、その決定の内容は、毎年、株主総会資料の一部として事業報告に記載され（規則 118 条 2 号）、監査役等の監査を受け、株主に送付される（法 436 条、437 条）。しかし、内部統制システムの具体的な内容は各社の判断に委ねられ、たとえばサイバーセキュリティに関する事項を決定・開示することは法律上の義務ではない。

2. 金融商品取引法

上場会社または過去に多額のエクイティ・ファイナンスを実施した企業は、有価証券報告書の作成・提出を義務付けられる（金商法 24 条、企業内容開示府令第 3 号様式）。「第 2 - 4 事業等のリスク」（通し番号 13 → 2 号様式 33）「第 4 - 6 (1) コーポレートガバナンスの状況」（同 37 → 2 号 57）の項目がサイバーセキュリティに関連しうるが、記載の方法はかなりの程度、各社に任せられている（通常は、後者で内部統制システムに言及する）。（なお、金商法上の内部統制報告書は、財務報告に係る内部統制体制のみを扱うものであり、サイバーセキュリティには直接の関係はない）

3. サイバーセキュリティ体制について法で開示を強制することの是非

- 具体的なセキュリティ体制を法定して（一定の範囲の）会社とその構築を義務付けることはナンセンス。ありうるのは、せいぜい開示義務を課すことまで。
- 強制開示には、①投資判断に資するという根拠のほか、②会社が自社の行動・体制の適切さを確保するきっかけを与えるという根拠がありうる。
- 他方、強制開示は、企業の負担が大きいという問題がある（罰則等を恐れて、過度に保守的な開示や体制構築へと向かうおそれ）。
- たとえば、制定法（ハードロー）ではなく、ソフトロー（証券取引所の勧告などを通じた働きかけ）で、各社の自発的な開示を促すことが考えられる。

以上